

公 示 送 達 書

日税第 2616 号

令和8年9月10日

日田市長 棕野 美智子



地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

次の書類は、当市税務課に保管してありますから来所の上、これを受領してください。
 なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類	備考
山 寄 治 耶	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
LE HONG NINH	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
向 井 智 幸	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
江 藤 蒼 太	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
諫 山 亮	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
LIMBU CHANDRA KALA	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
BUNLA JARUKIAR	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
FRANSISKUS BINTANG SETHIAWAN	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
中 島 璃 子	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
NGUYEN ANH TUAN	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
NGUYEN VAN THIEN	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
TRAN VAN HOANG	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
GABRIEL VICTOR OCCANNAVARO	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	
SENG MONYROTH	地方税法 3 2 9 条に規定する書類	

SUNG VAN BINH	地方税法 329 条に規定する書類	
LUU THE LONG	地方税法 329 条に規定する書類	
井 康輔	地方税法 726 条に規定する書類	

